

平成 30 年 6 月 7 日

鹿島道路株式会社
代表取締役社長 吉弘 英光
問合せ先
総務・人事部長 渡部 剛
(TEL. 03-5802-8001)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、成田国際空港株式会社が発注する舗装工事における独占禁止法違反行為によりまして、国土交通省関東地方整備局から、本日付にて、下記のとおり建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けました。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、お取引先の皆様をはじめ関係各位に多大なるご迷惑ご心配をお掛けしますこと、心からお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛かつ真摯に受け止め、役員従業員一同、更なるコンプライアンスの強化を図り、再発防止の徹底と信頼の早期回復に最善を尽くしてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

2. 期間

平成 30 年 6 月 22 日から平成 30 年 7 月 21 日までの 30 日間

以 上